

議案第 9 0 号

羽曳野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 11 月 29 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

意思能力が不十分な状況にある者が急患等として医療機関を受診したものに係る一部負担金及び保険料の徴収猶予を行うことができるようにするとともに、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の一部改正により被保険者証が廃止されることから、被保険者証の返還の求めに応じない場合における罰則を廃止するため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市国民健康保険条例(昭和 35 年羽曳野市条例第 172 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条を次のように改める。

第 6 条 削除

第 25 条に次の 1 項を加える。

- 3 第 1 項の規定にかかわらず、市長は、保険料の納付義務者であつて、次の各号のいずれにも該当するものが、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認められる場合においては、職権により、その納付することができないと認められる金額を限度として 1 年以内の期間を限つて徴収猶予をすることができる。

(1) 意思能力が不十分な状況にある者

(2) 急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した者

第 28 条中「第 9 項」を「第 5 項」に、「、若しくは」を「、又は」に改め、「又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第 25 条の規定は、令和 6 年度分の保険料のうち令和 6 年 12 月以後の期間に係るもの及び令和 7 年度以後の保険料について適用し、令和 6 年度分のうち令和 6 年 11 月以前の期間に係るもの及び令和 5 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 260 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

羽曳野市国民健康保険条例 新旧対照表

新	旧
第 6 条 削除	<u>(一部負担金の減免及び徴収猶予)</u> 第 6 条 法第 44 条第 1 項の規定により、一部負担金の減免又は徴収猶予を受けようとする者は、その事由が生じた日から 10 日以内に次に掲げる事項を記載した申請書に、減免又は徴収猶予を必要とする理由を、証明すべき書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 氏名及び住所 (2) 傷病名 (3) 一部負担金の額 (4) 保険医療機関等の名称 (5) 減免又は徴収猶予を必要とする理由
第 7 条～第 24 条 省略 (徴収猶予)	第 7 条～第 24 条 省略 (徴収猶予)
第 25 条 1・2 省略	第 25 条 1・2 省略
3 第 1 項の規定にかかわらず、市長は、保険料の納付義務者であつて、次の各号のいずれにも該当するものが、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認められる場合においては、職権により、その納付することができないと認められる金額を限度として 1 年以内の期間を限つて徴収猶予をすることができる。 (1) 意思能力が不十分な状況にある者 (2) 急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した者	
第 26 条・第 27 条 省略 第 8 章 罰則	第 26 条・第 27 条 省略 第 8 章 罰則
第 28 条 本市は、世帯主が法第 9 条第 1 項若しくは第 5 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、100,000 円以下の過料を科する。	第 28 条 本市は、世帯主が法第 9 条第 1 項若しくは第 9 項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、100,000 円以下の過料を科する。
以下省略	以下省略